

○成年被後見人の選挙権の回復等のた

めの公職選挙法等の一部を改正する

法律 (平成二五年五月三一日法律第二二号)(衆)

一、提案理由 平成二五年五月二一日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

○逢沢議員　ただいま議題となりました成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案について、自由民主党、公明党及び民主党・無所属クラブ、日本維新の会、みんなの党、日本共産党、生活の党、社会民主党、市民連合を代表いたしまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について申し上げます。

本案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公職選挙法について、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除することといたしております。

また、代理投票の要件に関する、「身体の故障又は文盲」とされている条文上の表現を「心身の故障その他の事由」に改めることと、代理投票における補助者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者の中から定めるものとすること及び不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとすることとしております。

第二に、電磁的記録式投票法について、公職選挙法と同様、電磁的記録式投票機による代理投票の適正化等を図ることいたしております。

第三に、憲法改正国民投票法について、公職選挙法と同様、成年被後見人に係る投票権の欠格条項の削除並びに代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務を設けることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日

から施行し、施行日後に公示、告示される選挙について適用することといたします。

以上が、本法律案の趣旨及び内容でございます。
何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、どうぞよろしく
お願いいたします。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成二五年五月二一日)

○保岡興治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公職選挙法について、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除することとし、また、代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務を定めることとしております。

第二に、電磁的記録式投票法について、公職選挙法と同様、

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

電磁的記録式投票機による代理投票の適正化等を図ることとしております。

第三に、憲法改正国民投票法について、公職選挙法と同様、成年被後見人に係る投票権の欠格条項の削除並びに代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務を設けることとしております。

本案は、去る五月十七日に本委員会に付託され、本日、提出者逢沢一郎君から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成二五年五月二七日)

○藤木利治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであります。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

六八

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した後、成年被後見人の選挙権等回復に係る検討経過、成年被後見人選挙権訴訟の控訴取下げに係る見解、代理投票制度における選挙人の意思確認の方策、不在者投票の公正確保のための具体策、障害者の投票権行使に係る実務上の課題に対する対応策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月二七日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、成年被後見人の選挙権等が回復されることについて周知徹底を図るとともに、選挙等の公正な実施を確保するための措置が適切に講ぜられるよう、地方公共団体に対する支援を行うこと。

二、郵便等による不在者投票における対象者の拡大や点字投票の導入等、障がいを有するなどの有権者の政治参加を容易にすること。

するための施策について、不正投票の防止策の実効性を検証しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

三、障がいに関する公職選挙等に係る法令上の用語について、適切に見直しを行い、必要な措置を講ずること。
右決議する。